

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十年四月二十二日

○第四百四十二回 参議院會議録第二十二号

平成十年四月二十二日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成十年四月二十二日

正午開議

第一 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。交通・情報通信委員長川橋幸子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔川橋幸子君登壇、拍手〕

○川橋幸子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、海上企業の人材確保の必要性や近

平成十年四月二十二日 参議院會議録第二十二号

年における船員をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、文書等による船員の募集を自由に行うことが出来ることとするともに、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した資格証明書を有する者が、運輸大臣の承認を受けて、船舶職員になることができる制度を創設することとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際船舶への日本人船長・機関長の二名配乗体制の具体的な実施方法、日本人外航船員の減少傾向の現状と原因、日本籍船舶の減少防止対策、小型船舶操縦士資格のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九
賛成 百九十四
反対 十五
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。谷垣國務大臣。

〔國務大臣谷垣 登壇、拍手〕

○國務大臣(谷垣 一君) 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

これまで、動力炉・核燃料開発事業法は、昭和四十二年に設立されて以来、原子力基本法に基づき原子力の開発機関として、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発、核燃料物質の生産及び再処理、核原料物質の探鉱等を行うことにより、我が国の原子力の開発及び利用の促進に寄与するといった重要な役割を担ってきたところであります。しかしながら、平成七年十一月に高速増殖原型炉「もんじゅ」において、また、平成九年三月にアスファルト固化処理施設において事故を起こし、さらに、それらに関連して虚偽報告や不十分な通報連絡といった一連の不適切な対応がなされました。

このようなことから、同事業団を抜本的に改革することとし、その体質及び組織、体制について徹底的にチェックするため、組織論や危機管理等

に関する有識者で構成する動燃改革検討委員会を設置し、その改革の方向について検討を行ったところであります。

本法律案は、動燃改革検討委員会報告書、原子力委員会高速増殖炉懇談会報告書等を踏まえ、これまでの動力炉・核燃料開発事業法の業務を抜本的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確立に向けた開発や、これに必要な研究を行う法人として再出発させるために必要な措置を講じるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、改組後の法人の名称を核燃料サイクル開発機構に改めることとしております。

第二に、立地地元重視の観点から、同機構の主たる事務所を茨城県に置くこととしております。

第三に、同機構における業務運営の透明性を確保するとともに、社会等との乖離を未然に防ぐため、内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する委員により構成される運営審議会を設置することとしております。

第四に、同機構は、これまでの業務のうち、新型転換炉に関する開発、ウラン濃縮を含む核燃料物質の生産を行う等の業務を整理縮小することとし、核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベル放射性廃棄物の処理及び処分等に関する開発及びこれに必要な研究を行うとともに、その成果の普及を行う等の業務を行うこととしております。

なお、これまで同事業団が行ってきた新型転換炉に関する開発等の業務につきましては、同機構の業務の特例として、適切な期限を設けて業務の廃止に向けた準備を行うとともに、その後においても、当分の間、それら業務に伴い発生した放射性廃棄物を管理する業務、施設を廃止する業務やその措置に関する技術の開発等を行うこととしております。

第五に、同機構の業務の運営につきましては、

しました。原研JPPDRRの先例はありますが、今後は国内の商業炉では先例のない解体、撤去が行われると聞いております。

運転を終了した原子力施設を早期に解体、撤去することは、今後の原子力立地政策上非常に有効なことと考えます。しかしながら、当原子力施設

の解体に伴って十六万トンの廃棄物が生じ、そのうち放射線のレベルが異なるさまざまな放射性廃棄物が二万三千トンと大量に発生いたします。そのレベルに応じた分類をするなど、いかに合理的に処理、処分をするのか、バックエンド対策を早急に確立する必要があると見られます。

そこで、原子力施設の解体廃棄物の処分に関する基本的な考え方について、総理の御見解をお伺いいたします。

ただいま申し上げましたように、我が国初の商業用原子力発電所が営業運転を停止したところであり、現在稼働中の原発五十一基のうち、二十年を経過した原発は十三基に及んでおります。新規立地が容易に進まない状況下で、これらの発電所の耐用年数を少しでも延長したいと考え、これは容易に想定できます。古くなった施設に関しては、新しい段階では余り問題とならなかつたような項目についてまで十分にチェックする必要があるのではないかと見られます。この問題は、それぞれの電力会社が個別に対応するといった性格のものではなく、国の方針として統一的に対処すべきものと考えます。

そこで、商業用の原子力発電所の高経年化対策については、十分な安全確保を図るため国による指針が必要と考えるが、総理の御見解をお伺いいたします。

これまで、幾つか原子力政策についてお伺いしましたが、今後の原子力政策につきましては、原子力委員会が定める原子力の研究開発及び利用に関する長期計画を基本としているものと理解しております。現行の平成六年に定められた長期計画は、その後の状況の変化に対応したものになっておりません。例えば、平成七年には新型転換炉実証炉の建設中止が決定されました。この動燃改革や高速増殖炉懇談会報告書の内容もいまだ反映されなかったものとなっております。早急に長期計画を改定すべきと考えますが、原子力委員会委員長たる科学技術庁長官の御見解をお伺いいたします。

地元茨城県では、四月一日に原子力施設と県、市町村が締結している原子力安全協定が改正され、また、東海村では初めて原子力対策課が創設されました。対策の強化に努めております。

国においても、動燃による一連の事故や不祥事によって損なわれた、地元住民を初め国民の信頼が早急に回復されるよう、真の動燃改革の達成に向けたさらなる努力を強く要求するものであります。

最後に、阪神大震災、動燃事故、ベルー事件などが続発し、政府の危機管理能力の欠如が露呈し、また、住居問題や金融破綻が相次ぎ、橋本不況と断じざるを得ない深刻な状況にあります。臨機応変と称し、小出しのびほう策の連続で後手に回り、国民に何の希望も与えておらず、先行き不安は募るばかりです。

大河ドラマで登場する水戸藩主徳川斉昭は、日本一の藩校弘道館を開校しました。その弘道館において吉田松陰が尊敬しました会沢正志斎総裁のもとで、徳川慶喜は先見性、実践性、国家的視野を重視する水戸学の真髄を学んだのであります。

今、第三の困難の時代と言われていると思いますが、総理、進むも引くもあなた御自身の選択であります。武士道を重んずる橋本総理、慶喜に学び、国家国民のため、身を捨てて大政奉還を決断すべきことを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 小林議員にお答えを申し上げます。

まず、動燃改革についての評価及び国民の信頼回復についてお尋ねがありました。動燃改革の内容は、事業をスリム化することにも、安全確保を旨として、適切な情報公開により業務運営の透明性を確保しながら、裁量権と責任を明らかにした体制を整備するのが妥当と判断しております。今後とも職員意識改革を初め改革の努力を継続し、国民の信頼を回復していくことが重要だと考えております。

また、適時適切に業務を見直すべきだという御指摘をいただきました。

動燃問題の原因の一つは業務の肥大化であり、機構においては核燃料サイクルの技術的な確立に必要な業務に限定をしております。今後とも、スクラップ・アンド・ビルドの考え方も踏まえながら、定期的に業務を見直し、必要な場合には民間等に業務を移管するなど適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、プルトニウムの利用の見きわめがつくまで使用済み燃料を保管すべきという御意見をいただきました。資源の乏しい我が国としては、使用済み燃料を再処理して回収されるプルトニウム等を再利用することとして、まずプルトニウムを進め、プルトニウム利用を着実に推進することが重要ではないかと考えております。

次に、原子力施設の解体廃棄物の処分についてお尋ねがありました。解体で生じる廃棄物のうち、放射性廃棄物は一部であり、大部分は産業廃棄物と同様に扱われるものであります。この放射性廃棄物については、放射能レベルに応じて適切に区分をし、既に処分が行われている原子力施設の運転に伴って生じる放射性廃棄物と同様に、安全確保を大前提として合理的に処理、処分を進めてまいりたいと思っております。

次に、原子力発電所の高経年化対策につきましてのお尋ねをいただきました。通商産業省におきまして、平成八年四月、「高経年化に関する基本的な考え方」に関する報告書を取りまとめ、高経年化した原子力発電所の点検、検査の充実等、安全確保のための具体的な取り組みについて基本的な方針を示したところであります。今後とも高経年化対策に万全を期してまいりたいと思っております。

最後に、御忠告をいただき、ありがとうございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)
(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)
○国務大臣(谷垣禎一君) 小林議員にお答えいたします。

まず、動燃改革につきまして、法律改正以外の取り組みはどうなっているかというお尋ねでございますが、改革を実現して、新法人の器に、仏に魂を吹き込んでいくためには、まず動燃職員一人一人が新たな法人として出直す覚悟で意識改革に努めることが大事であります。このための環境づくりに努めているところでございます。

また、動燃におきまして、徹底した職員の研修あるいは全施設設備の総点検による安全性の向上など、抜本的な改革に向けた具体的な作業を進めております。

次に、情報公開についてのお尋ねでございます。今回の法改正で、二十六条に適切な情報公開を新しい機構の責務として規定しております。それとともに、現在の動燃においても、既に情報公開指針をつくりまして情報公開に努めております。また、国におきましては、会議の公開のほか、審議会が報告書を取りまとめる際に国民の意見を聴取する等の措置を講じているところでござります。今後とも、わかりやすい情報の提供などに積極的に取り組んでまいります。

それから、機構の業務の明確化についてのお尋ねがございました。

動燃におきましては、業務の肥大化があったという反省に立ちまして、今回の改正においては、御指摘のように民間で実施すべきものについては機構の業務としては行わない、そのように第二十四条第一項第一号によりまして、核燃料サイクルを技術的に実施し得る水準に達するための研究開発までが業務の範囲であることを明確に限定しているところでございます。

それから、科学技術庁の自己改革についての御質問がございました。

一連の事故、不祥事は、まず当事者である動燃がその責を負うべきでございますが、動燃を指導監督する当庁の責任も重大であったと認識しております。現在、二十四時間の連絡通報体制の整備や現場重視の法人監督の徹底など、具体的な改革を進めております。

今後とも、動燃改革はもとより、科学技術庁としても自己改革を着実に進めまして、原子力行政に対する国民の信頼を速やかに回復できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

それから、諸外国に比べプルサーマルが占めているのはなぜかという御質問でございます。

我が国では、原子力開発利用に着手した初期段階から、プルサーマルの実施を目指して関連する研究開発を進めてきたところであります。その上で、燃料となるプルトニウムの回収状況等も踏まえまして、去年の二月に早急に開始する必要があるという認識をいたしました。

現在、これに沿って、安全確保を大前提に、地元を初め、国民の理解を得ながら、プルサーマル計画が円滑に実施できるよう努力してまいります。

それから、原子力開発利用長期計画を改定すべきだという御指摘がございました。

平成六年に策定されました現行の長期計画については、これを我が国の原子力政策の基本としつつも、その後、新型転換炉実証計画の中止あるいは高速増殖炉に関する部分の見直しなどにつきまして、適宜原子力委員会決定を行うなど、柔軟な対応をとっているところであります。

今後とも、諸情勢の変化や政策の進捗状況をレビューし、そして長期計画のあり方などの議論を進めながら、適切な政策展開を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 松あきら君。

(松あきら君登壇、拍手)

○松あきら君 公明の松あきらでございます。

私は、公明を代表しまして、ただいま議題となりました原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案につき、総理並びに担当大臣に質問をいたします。

昨年十二月、地球温暖化防止京都会議におきまして、温室効果ガス削減率などを内容とする議定書が採択されました。CO₂を削減することは、これ以上化石燃料をエネルギー源としないことも言えます。

しかし、私たちの生活は電力なしには瞬時も成り立ちません。一般家庭に普及している家電製品の待機電力だけでも百万キロワットの発電所一基を必要とするとも言われております。豊かな生活を求めますますその需要がふえることが予想されます。

既に日本の電力の三分の一は、原子力発電が国民生活を支えている今日、日本のエネルギーの将来について、化石エネルギーから原子力エネルギーにそのほとんどを頼ることにするのか、新エネルギー、代替エネルギーの研究開発に本格的に着手するのか、ここで改めて中長期のエネルギー政策の見通しが真剣に検討されなければなりません。総理の御所見を伺いたいと思います。

さて、原子力が日本の将来のエネルギーとして期待されていても、平成七年十二月に高速増殖炉「もんじゅ」において、また、平成九年三月にアスファルト固化処理施設において事故を起こし、さらに、それらに関連して、虚偽の報告や不十分な通報連絡といった一連の不適切な対応を行ってきたことから、国民の原子力に対する信頼感は大きく損なわれました。原子力は何か恐ろしいもの、危ないもの、えたいの知れないものといった認識は国民の一般的な感想であると思います。政府は、原子力に関して情報を積極的に開示していくという姿勢に欠けていたからです。

十分な情報開示と安全対策こそが国民の安心感と信頼感を育て、それは原子力に対する国民の合意形成へとつながっていくと思っております。原子力に対する国民合意形成への努力と決意を総理にお伺いいたします。

次に、プルトニウム利用政策についてお伺いします。

エネルギー資源の乏しい我が国としては、ウラン燃料の有効利用を図る観点から、原子力発電所から出てくる使用済み燃料を再処理し、そこから取り出されるプルトニウムを有効利用することを基本としております。その一環として、現在、軽水炉でプルトニウム燃料を燃やすプルサーマル計画が具体化しつつありますが、プルサーマルの安全性、必要性について、地元住民を初め国民に対し、全くといってよいほど浸透していません。

政府が前面に出て、核燃料サイクルの必要性、プルサーマルの安全性などについて、地元では説明を始めているようですが、電力の消費地でもきちんと説明すべきであると思っておりますが、総理の御所見をお伺いいたします。

二月にフランスでは、高速増殖炉スーパーフェニックスの放棄が決定されました。フランス以外にも、既にアメリカやイギリスなど先進国が相次いで撤退する中、我が国だけが研究開発を進めていくのか。しかも、昨年十二月に原子力委員会が取りまとめた高速増殖炉懇談会の報告書では、現行の原子力長期計画に明記されていた実用化時期など、具体的なスケジュールが記述されておられません。このような不透明な中で、なぜ巨額の国費を投入して研究開発を進めていくのか、その意義を、総理、国民にお示しください。

国民の皆さんは、核物質は高度な知識と経験を持った方々によって、厳重な管理のもとに置かれているに違いないと信じております。しかるに、八つの国立大学において、国の承認を得ていないウランやトリウムが約千五百個、約五千四百キロも放置されていたということが、先日、判明いたしました。

私たちは最も信頼してきた大学の管理のいかげんさもあることから、新聞に取り上げられながら、調査もせず放置していた国の責任は重大です。また、管理を甘く見る雰囲気は大学にあるのであれば、これもゆゆしき問題です。

また、去る九日には、原子炉の構造材料など、試験をする日本核燃料開発という企業において、放射能を帯びた試験用の金属材料片が十九個もなくなっていたばかりか、紛失したことを何カ月も前に報告しなかったということも判明いたしました。

これらは、いずれも原子力関係者の意識の低さのあらわれであるばかりか、このようなことは、国民が原子力利用に不信を抱く原因となります。原子力政策を語る以前の基本にかかわる問題であると思っております。総理及び国がまず意識を変えるべきです。総理及び文部大臣の御決意をお聞きしたいと思っております。

次に、動燃の今後のあり方についてお伺いします。

まず、動燃の情報公開についてであります。動燃の情報公開方針については、動燃の研究成果発表程度のものでその評価がなされております。本当に情報公開で望まれていることは、経営の実態、科学技術庁、通産省とのやりとりである通達、指示、報告などについてであると思っております。

特に、事故隠しや情報改ざんなどにより信用を失墜した後ということを考えれば、経営及び管理にかかわる実情がわかるような資料も公開の対象とすべきと考えますが、科学技術庁長官、いかがでしょうか。

次に、新法人の事業の撤退に係る雇用問題についてお伺いします。

新法人が新型転換炉、ウラン濃縮、海外ウラン探鉱から撤退することですが、撤退に際して、これまで動燃の事業に協力してきた地元の意向も十分に反映させる必要があると考えております。

聞くところによれば、跡地に宇宙ごみ監視施設を建設するなど、計画が報道されておりますが、新型転換炉「ふげん」の立地している福井県、ウラン濃縮原型プラントの立地している岡山県ともに、事業撤退に伴う経済影響や雇用を懸念しているとのことです。円滑なる事業の撤退に向けて、地元の方々の雇用など心配のないよう、しっかりと対策を講ずるべきです。こういうことをしっかりと手当ていたしませんと、今後とも国の原子力政策に協力をしなくなると思われます。総理、お約束願えますか、お伺いいたします。

最後に、平成八年に科学技術基本計画が策定され、五年間で十七兆円の規模まで引き上げるということで、科学技術にとって一見追い風の状況になっております。

しかし、一方、国及び地方が五百兆円近い長期債務を抱え、財政構造改革が急務となっている現在、国としての分野にどれだけの予算を重点的に配分し、プロジェクト完成までどれだけの期間にかけるのか、国家的な戦略的判断が当然なされるべきではないでしょうか。特に、科学技術の研究開発に要する費用は莫大なものがあります。科学技術研究開発だからといって、あらゆるところに漫然と予算がつけられるようなことはいつまでもやっていてはいけなしいと思います。

このような見地から、科学技術戦略は、国家戦略として、だれがどういうシステムで今後構築していくのか、総理に御所見を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 松議員にお答えを申し上げます。

まず、中長期のエネルギー政策の見通しについてお尋ねがありました。議員も引用されましたように、昨年、COP3が京都で開かれました。そして地球温暖化防止等の環境問題に配慮し、エネルギーの安定供給を確保しながら、国民経済の健全な発展を図ることが我が国のエネルギー政策の基本であります。そのため、化石燃料の安定供給を図ると同時に、新エネルギーの開発利用の促進、原子力の推進等、バランスのとれたエネルギー供給の確保に努めてまいります。

次に、原子力についての国民合意というお尋ねをいただきました。もとより、原子力の開発利用を進めるに当たっては安全が大前提であり、国民の理解と協力が不可欠であります。動燃の一連の問題により、原子力行政に対する不安、不信が広がったことは極めて遺憾であり、十分な情報の公開のもと、安全確保を大前提とし、原子力についての国民的合意の形成に努力していかねばならないと思っております。

また、核燃料サイクルの必要性などについて、大消費地でも説明すべきであるという御指摘をいただきました。地元での討論会等の開催とともに、東京、大阪等におきましても、原子力政策円卓会議、原子力に関するシンポジウムの開催等を行ってまいっており、今後とも核燃料サイクルなどにつき、電力消費地の方々を含め、国民一人一人に考えていただくような環境づくりに努めてまいります。

次に、高速増殖炉の研究開発の意義ということをお尋ねになりました。原子力委員会の高速増殖炉懇談会で取りまとめられた報告書では、高速増殖炉は将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢であり、その実用化の可能性を追求するために研究開発を進めることは妥当といたしております。今後とも研究開発の意義等について、広く国民の理解が得られるよう努力をしてまいります。

次に、国立大学等の例を引き、核物質の管理に對する意識改革についてのお尋ねがありました。核物質を適切に管理するということは、原子力に携わる者に求められる必須の条件とも言つべきものであります。安全の確保に万全を期すことはもちろんのことであり、核不拡散という観点からも、原子力利用についての不信感を惹起することのないよう、核物質管理についての意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

また、事業撤退に向けた対策についてのお尋ねがありました。事業の撤退に当たりましては、急激な地元への影響を避け、ソフトランディングを図るといふ観点から、撤退までの期間を五年以内とする、施設の廃止に必要な技術の研究開発を進めることなどにより、結果として、地元影響の緩和を図ることにしています。今後とも、地元の要望を聞きながら適切に進めてまいります。

次に、科学技術戦略についてお尋ねがありました。科学技術は国の戦略的取り組みが重要であり、科学技術基本法においても、また、科学技術基本計画におきましても、我が国の研究開発資源を重点的に投入する基本的方向等を決めています。今後とも、厳正な研究評価の実施、科学技術会議の活用等により、政府として戦略判断を行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁をいたします。(拍手)
(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)
○国務大臣(谷垣禎一君) 松議員にお答えいたします。

情報公開につきましては、経営、管理に関する資料も含めるべきだという御意見でございました。動燃では、閉鎖的な体質が指摘されております。それを改めていくためには、積極的に情報を公開し、あるいは発信して、それに対する国民の声を的確に業務運営に反映させていくということが極めて大切だと思っております。そこで、今回の法改正におきましても、第二十六条で適切な情報公開、これを機構の責務として規定しております。それとともに、動燃におきまして情報公開指針

針を定めまして、積極的な情報公開に努めているところであります。

御指摘の経営、管理に関する情報につきましては、この情報公開指針に沿って、プライバシーに関する情報など特殊なものを除いて公開していくべきものと考えております。(拍手)
(国務大臣町村信孝君登壇、拍手)
○国務大臣(町村信孝君) 松議員にお答えを申し上げます。

国立大学における核燃料物質の管理についての御尋ねでございました。

文部省におきましては、国立大学における核燃料物質の管理の適正を期する観点から、既に平成八年度から、大学の専門の研究者により、大学における核燃料物質の管理について実施調査を行ってきたところであります。その結果、適正な管理が求められる核燃料物質の存在が明らかにされたものであり、この調査結果が新聞等で報道されたわけでございます。

文部省としては、この調査結果を踏まえまして、今日十五日に、これらの核燃料物質が発見されました八つの国立大学に対して、全学的、組織的な対応の体制の確立、二番目に、今回存在が明らかになった核燃料物質の関係法令に基づく速やかな処理を指導したところでございます。

これ以外の国立大学につきましても、早急に実施調査を進めることといたしております。今後とも、科学技術庁と緊密な連携を図りながら、核燃料物質の管理の徹底を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十分散会

平成十年四月二十二日 参議院會議録第二十二号 議長の報告事項

出席者は左のとおり。

議長 齋藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
阿曾田 清君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 栗原 君子君
高橋 令則君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 益田 洋介君
矢田部 理君 都築 謙君
山本 保君 松 あきら君
大森 礼子君 田浦 直君
平野 貞夫君 星野 朋市君
海野 義孝君 武田 節子君
但馬 久美君 高野 博郎君
鈴木 正孝君 戸田 邦司君
田村 秀昭君 荒木 清寛君
山下 栄一君 風間 昶君
宮崎 秀樹君 二木 秀夫君
泉 信也君 木暮 山人君
牛嶋 正君 猪熊 重二君
統 訓弘君 松浦 孝治君
野沢 太三君 平井 卓志君
永野 茂門君 及川 順郎君
大久保直彦君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 浜四津敏子君
水野 誠一君 芦尾 長司君
塩崎 恭久君 狩野 安君
奥村 展三君 堂本 曉子君
上吉原一天君 岩永 浩美君
大野つや子君 田村 公平君
武見 敬三君 常田 享詳君
中原 爽君 長塚 基君
橋本 聖子君 国井 正幸君
北岡 秀二君 釜本 邦茂君
景山俊太郎君 海老原義彦君
岩井 國臣君 松谷善一郎君
鹿熊 安正君 石川 弘君
大島 慶久君 関根 則之君

上野 公成君 河本 英典君
永田 良雄君 中曾根弘文君
鈴木 貞敏君 小野 清子君
木宮 和彦君 浦田 勝君
石井 道子君 世耕 政隆君
坂野 重信君 前田 勲男君
板垣 正君 大河原太一郎君
岡部 三郎君 田沢 智治君
松浦 功君 溝手 顯正君
佐藤 静雄君 加藤 紀文君
坪井 一字君 依田 智治君
山本 一太君 三浦 一水君
松村 龍二君 平田 耕一君
長谷川道郎君 林 芳正君
亀谷 博昭君 中島 眞人君
阿部 正俊君 鈴木 政二君
金田 勝年君 佐藤 泰三君
横崎 泰昌君 鴻池 祥肇君
谷川 秀善君 保坂 三蔵君
岡 利定君 太田 豊秋君
尾辻 秀久君 陣内 孝雄君
西田 吉宏君 成瀬 守重君
石渡 清元君 鎌田 要人君
清水嘉与子君 久世 公亮君
斎藤 文夫君 青木 幹雄君
岡野 裕君 倉田 寛之君
片山虎之助君 守住 有信君
香掛 哲男君 竹山 裕君
高木 正明君 眞鍋 賢二君
村上 正邦君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 宮澤 弘君
長尾 立子君 小川 勝也君
畑 恵君 武田邦太郎君
和田 洋子君 馳 浩君
日下部代子君 谷本 嶺君
椎名 素夫君 石井 一二君
小林 元君 南野知恵子君

渡辺 四郎君 中尾 則幸君
江本 孟紀君 清水 達雄君
山本 正和君 及川 一夫君
三重野栄子君 清水 澄子君
三浦 満治君 岡崎トミ子君
須藤良太郎君 吉川 芳男君
梶原 敬義君 村沢 牧君
鈴木 和美君 今泉 昭君
齋藤 勲君 井上 孝君
大木 浩君 上杉 光弘君
下橋義耕吉君 志苦 裕君
田 英夫君 赤桐 操君
瀬谷 英行君 角田 義一君
足立 良平君 平田 健二君
朝日 俊弘君 山崎 力君
西川きよし君 阿部 幸代君
伊藤 基隆君 水島 裕君
菅川 健二君 須藤美也子君
石田 美栄君 荻野 茂君
釘宮 磐君 岩瀬 良三君
山田 俊昭君 西山登紀子君
川橋 幸子君 長谷川 清君
有働 正治君 緒方 靖夫君
円より子君 前川 忠夫君
一井 淳治君 笠井 亮君
吉川 春子君 山下 芳生君
寺澤 芳男君 竹村 泰子君
本岡 昭次君 松前 達郎君
小島 慶三君 筆坂 秀世君
吉岡 吉典君 橋本 敦君
菅野 久光君 笹野 貞子君
広中和歌子君 寺崎 昭久君
吉田 之久君 立木 洋君
上田耕一郎君

議長の報告事項
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 上山 和人君 補欠 瀬谷 英行君
地方行政・警察委員
辞任 青木 幹雄君 補欠 田村 公平君
岩永 浩美君 補欠 大木 浩君
財政・金融委員
辞任 本岡 昭次君 補欠 久保 巨君
文教・科学委員
辞任 久保 巨君 補欠 本岡 昭次君
労働・社会政策委員
辞任 瀬谷 英行君 補欠 上山 和人君
農林水産委員
辞任 中原 爽君 補欠 佐藤 静雄君
経済・産業委員
辞任 田村 公平君 補欠 青木 幹雄君
国土・環境委員
辞任 奥村 展三君 補欠 水野 誠一君
水野 誠一君 補欠 奥村 展三君

政府委員
科学技術庁原子力局長 加藤 康宏君
科学技術庁原子力安全局長 池田 要君
科学技術庁原子力局長 谷垣 禎一君

国務大臣
内閣総理大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 町村 信孝君
運輸大臣 藤井 孝男君

予算委員	石田 美栄君 補欠	吉川 春子君 直嶋 正行君	都築 謙君 山下 芳生君	行政監視委員	田村 秀昭君 補欠	補欠 都築 謙君	議院運営委員	大木 浩君 補欠	佐藤 静雄君 岩永 浩美君	山下 芳生君 吉川 春子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	予算委員会	理事 伊藤 基隆君 (角田義一君の補欠)	理事 及川 一夫君 (及川一夫君の補欠)	同日議長は、次の内閣提出案を文教・科学委員会に付託した。	美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(閣法第一〇八号)	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	保護司法の一部を改正する法律案	教育職員免許法の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	平成十年四月二十二日 参議院会議録第二十二号	議長 報告事項															オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律 防衛庁設置法等の一部を改正する法律 同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づき平成九年度漁業の動向に関する年次報告及び平成十年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。 一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 千葉 景子君 補欠 菅野 久光君 国民福祉委員 千葉 景子君 補欠 菅野 久光君 労働・社会政策委員 浜四津敏子君 補欠 加藤 修一君 経済・産業委員 吉川 春子君 補欠 上田耕一郎君 交通・情報通信委員 加藤 修一君 補欠 浜四津敏子君 国土・環境委員 上田耕一郎君 補欠 吉川 春子君 菅野 久光君 補欠 千葉 景子君 久世 公麿君 補欠 大野つや子君 野沢 太三君 補欠 真鍋 賢二君 山下 芳生君 補欠 牛嶋 正君 照屋 寛徳君 補欠 上田耕一郎君 真鍋 賢二君 補欠 野沢 太三君 行政監視委員 大野つや子君 補欠 久世 公麿君 議院運営委員 吉川 春子君 補欠 山下 芳生君 同日内閣総理大臣から議長宛、同日科学技術庁科学技術政策局長近藤隆彦君の第四百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命すること承認した。 科学技術庁科学技術政策局長事務代理 間宮 警君 同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁科学技術政策局長事務代理間宮警君(同日議長承認)を、第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 瀬谷 英行君 補欠 瀬谷 英行君 法務委員 瀬谷 英行君 補欠 瀬谷 英行君 国民福祉委員 菅野 久光君 補欠 千葉 景子君 労働・社会政策委員 加藤 修一君 補欠 浜四津敏子君 経済・産業委員 上田耕一郎君 補欠 吉川 春子君 交通・情報通信委員 浜四津敏子君 補欠 加藤 修一君 瀬谷 英行君 補欠 瀬谷 英行君 吉川 春子君 補欠 上田耕一郎君 国土・環境委員 千葉 景子君 補欠 菅野 久光君 行政監視委員 千葉 景子君 補欠 菅野 久光君 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を外交・防衛委員会に付託した。 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第六号) 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を外交・防衛委員会に付託した。 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第六号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 農地法の一部を改正する法律案(閣法第七四号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外交・防衛委員会に付託した。 被災者生活再建支援法案(清水達雄君外六名発議)(参第三号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 同日議長は、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。 参議院議員上山和人君提出地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問(答弁することが出来る期限 五月十三日)
-------------	------------------	----------------------	---------------------	---------------	------------------	-----------------	---------------	-----------------	----------------------	----------------------	----------------------------------	--------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	---	----------------------------	------------------------	---------------------------	--------------------------------------	---	---	--------------------------------------	---------------------------	--	-----------------------------------	-------------------------------	----------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

平成十年四月二十二日 参議院會議録第二十二号 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づき平成九年度中小企業の動向に関する年次報告及び平成十年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

審査報告書

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月二十一日

交通・情報通信委員長 川橋 幸子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、海上企業がその必要とする人材を的確に確保する必要性が一層高まっている状況にあることその他の近年における船員をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、文書等による船員の募集を自由に行うことができることとするともに、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結国が発給した資格証明書を受有する者が運輸大臣の承認を受けて船舶職員になることができる制度を創設することとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

日本船舶と日本人船員の減少に歯止めをかけるために、平成八年より国際船舶に対する登録免許税及び固定資産税の軽減措置が実施されているが、日本人船員の数は急激に減少しており、近い

将来深刻な事態に立ち至ることが懸念されている。我が国にとって安定的な国際海上輸送力を確保することは、海洋国家として不可欠な重要課題であり、政府は早急に次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、日本人船員の急激な減少及び将来における我が国の船員事情に鑑み、日本人船員の確保・育成について関係者に一層の理解・協力を求めるとともに、有効な施策を講ずること。
二、日本人船員と日本船舶の減少を防止するため、政府は外航海運の基盤確立に向け、国際船舶に係る措置の拡充等有効な施策を講ずること。

三、我が国の国民生活・経済活動の安定、海上輸送における安全性、海洋環境の保全等の観点から、我が国船員の優秀な技術を今後とも維持していくことが必要であり、そのための有効な施策を講ずること。
右決議する。

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
右
平成十年二月二十六日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

国会に提出する。

平成十年二月二十六日

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

正する法律

(船員職業安定法の一部改正)

第一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五号中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「需用供給を」を「必要供給に改め、同条第六号中「公共船員職業安定所の業務を」を「地方運輸局長(海運監理部長を含む。以下同じ。)の行う船

員の職業の安定に関する業務」に改める。

第七号中「(海運監理部長を含む。以下同じ。)」を削る。

第四十三条中「より」を「よる」に、「を行おうとする者は、あらかじめ募集の内容を地方運輸局長に通報しなければならぬ」とは、自由に行うことができる」に改める。

第五十一条に次の一項を加える。

2 第四十三条に規定する方法により船員の募集を行おうとする者は、船員となろうとする者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十七条の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする船員となろうとする者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第六十四条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、「二千万以上三千万以下」を「二千万以上三百万以下」に改める。

第六十五条中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、「一万円を」を「五千万円に改める。

第六十六条中「左の」を「次の」に、「これを六箇月を六月に、「五千万円を」を「三千万円に改め、同条第七号中「提出を」を「提出に」、「呈示して」を「提示して」に改める。

第六十七条中「左の」を「次の」に、「これを五千万円を」を「三十万円に改め、同条第二号中「求め」を「求めに改める。

第六十九条を削る。

第六十八条中「左の」を「次の」に、「これを三千万円を」を「十万円に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第六十九号とする。

第六十七号の次に次の一条を加える。

第六十八号 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰す

るほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(船舶職員法の一部改正)
第二条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三号」を「第二十三号の二」に、「第二十三号の二」を「第二十三号の二の二」に改める。

第五号第一項第五号中「二」までを「ホ」までに改め、同号に次のように加える。

ホ 五級小型船舶操縦士
第五条第六号中又は操縦の技能を削り、「操縦設備その他の設備を」を「設備その他の事項」に改め、「(以下)設備限定」という。又は航行する区域及び推進機関の出力についての限定(以下「区域出力限定」という)を削り、同条第七項中「設備限定」を「限定」に改め、同条第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 運輸大臣は、小型船舶操縦士に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、免許を受ける者の操縦の技能に及び、船長として乗り組む船舶の航行する区域及び推進機関の出力についての限定(以下「区域出力限定」という)をすることが出来る。

第六条第一項第一号イ中「四級小型船舶操縦士」の下に「及び五級小型船舶操縦士」を加え、同号ロ中「二級海技士(通信)、三級海技士(通信)、四級海技士(電子通信)、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び三級小型船舶操縦士」を「その他の資格」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「免許」の下に「又は第二十三号の二第一項の承認を加え、同項第三号中、第十号第一項の下に「第二十三号の二第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を、「免許の下に」又は承認を加える。

第七号の二第四項中「次の各号の一に該当する場合」には「電波法(昭和二十五年法律第百

八

三十一号)第四十八條の二の規定による船舶局無線従事者証明(以下「船舶局証明」という。)が同法第四十八條の三の規定により効力を失つたときはに改め、各号を削る。

第十三條の二中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 海技士(機関)の資格について試験を受ける者がその受ける試験に係る資格と同一の又はこれより上級の機関限定をした資格の海技従事者である場合には、運輸省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。

第十八條に次の二項を加える。

2 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶には、二十歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

3 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶には、運輸省令で定める電波法第四十條の資格について同法第四十一條の免許を受けた者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

2 二十歳に満たない者は、船長又は機関長の職務を行う船舶職員として、第十八條第二項の運輸省令で定める船舶に乗り組んではならない。

3 第十八條第三項の運輸省令で定める電波法第四十條の資格について同法第四十一條の免許を受けた者以外の者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、同項の運輸省令で定める船舶に乗り組んではならない。

第二十二條中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十三條の二第一項中「行なわされる」を「行わされる」に改め、同条第二項中「行なう」を「行わう」に改め、同条第三項中「行なわされる」を「行わ

せる」に、「行なわれない」を「行われない」に改め、同条を第二十三條の二とし、第三章中第二十三條の次に次の一條を加える。

(締約国の資格証明書を有する者の特例)

第二十三條の二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書(以下「締約国資格証明書」という。)を受有する者であつて運輸大臣の承認を受けたものは、第四條第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2 運輸大臣は、前項の承認をするときは、その申請者が受有する締約国資格証明書を発給した締約国において当該締約国資格証明書で乗り組むことができることとされている船舶及びその船舶において行うことができることとされている職務の範囲内で、船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における職の範囲(以下「就業範囲」という。)を指定して行う。

3 運輸大臣は、第一項の承認の申請者が前項の規定により指定する就業範囲の職務を行うのに必要な経験、知識及び能力を有すると認めるときは、その承認をすることができ、

4 第一項の承認は、当該承認を受けた日から起算して五年を経過したとき、又は締約国資格証明書が効力を失つたときは、その効力を失う。

5 船舶所有者は、その船舶に、第十八條第一項の規定により乗り組ませなければならぬものとされている海技従事者に代えて、第一項の承認を受けた者であつて乗組基準に定める職第二十條第一項の規定による許可を受けた場合においては、同条第二項の規定により指定された職。以下同じ)を第二項の規定

定により就業範囲として指定されたものを、乗組基準に定める職の船舶職員として乗り組ませることができる。

6 前項に規定する第一項の承認を受けた者は、第二十一條第一項の規定にかかわらず、乗組基準に定める職の船舶職員として、その船舶に乗り組むことができる。

7 第六條、第七條及び第十六條の規定は第一項の承認について、第十條、第十一條、前條及び第二十四條の規定は同項の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條の見出し、同条第一項、第二十四條の見出しを含む。	海技免状	承認証
第七條	海技従事者免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
第十一條第一項	前条第一項	第二十三條の二第七項において準用する前条第一項
第十一條第二項	前条第二項又は第二項	第二十三條の二第七項において準用する前条第二項又は第二項
第十六條の見出し	不正受驗者	不正な承認申請者
第十六條	試験に	承認に
	その試験	その承認の手續
	合格	承認
	試験を受けさせない	承認をしない
前条(見出しを含む。)	海技免状	締約国資格証明書及び承認証

第二十六條第一項中「履歴限定若しくは設備限定を」を「限定」に、「又は小型船舶操縦士」を「小型船舶操縦士」に改め、「変更を申請する者」の下に、「第二十三條の二第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者」を加える。

第二十六條の二中「第十條第三項」の下に「(第二十三條の二第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「第十條第三項」に改める。

第二十九條の三第一項第一号中「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基

準に関する国際条約(以下「条約」という。)」を「条約」に改める。
第三十條中「五十万円」を「百万円」に改める。
第三十條の二中「二十万円」を「三十万円」に改める。
第三十條の三中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第十條第一項の下に」(第二十三條の二第七項において準用する場合を含む。))を加える。
第三十一條中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十條第一項の下に」(第二十三條の二第七項において準用する場合を含む。))を加える。

第三十一条の二中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条中「第二十三条又は」を「第二十三条又は第二十四条若しくは」に改め、「第二十四条」の下に「これらの規定を第二十三条の二第七項において準用する場合を含む。」を加え、「五十万円」を「十万円」に改める。

第三十三条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条のうち船舶職員法第五條第六項及び第七項の改正規定、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に一項を加える改正規定、同法第六條第一項第一号の改正規定、同法第六條第二項第一号の改正規定、同法第十三條の二の改正規定、同法第十八條に二項を加える改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）、同法第二十一條に二項を加える改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）、同法第二十二條並びに同法第二十六條第一項の改正規定（履歴限定若しくは設備限定を「限定」に改める部分に限る。）、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条のうち船舶職員法目次、第五條第一項第五号、第六條第一項第一号、第二号及び第三号並びに第二十三條の二第一項から第三項までの改正規定、同条を同法第二十三條の二とし、同法第三章中第二十三條の次に一項を加える改正規定、同法第二十六條第一項の改正規定（履歴限定若しくは設備限定を「限定」に改める部分を除く。）、同法第二十六條の二、第二十九條の三第一項第一号、第三十條の三第二号及び第三十一條第二号の改正規定並びに同法第三十二條の改正規定（五十万円を「十万円」に改める部分を除く。）

く。並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中船舶職員法第七條の二第四項の改正規定、同法第十八條に二項を加える改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、及び同法第二十一條に二項を加える改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、平成十四年二月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海難審判法の一部改正)
第三条 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「海技従事者」の下に「（船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三條の二第一項の承認を受けた者を含む。以下同じ。）」を加え、「因つて」を「よつて」に、「以て」を「もつて」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「免許」の下に「（船舶職員法第二十三條の二第一項の承認を含む。以下同じ。）」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第五十九條中「取消」を「取消し」に改め、「海技免状」の下に「（船舶職員法第二十三條の二第七項において読み替へて準用する同法第七條第一項の承認証を含む。以下同じ。）」を加える。

投票者氏名

日程第一 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

賛成者氏名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
芦尾 長司君 井上 吉夫君
井上 孝君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君

石渡 清元君	板垣 正君	林 芳正君	平田 耕一君
岩井 國臣君	岩崎 純三君	二木 秀夫君	保坂 三蔵君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	真鍋 賢二君	前田 勲男君
上野 公成君	浦田 勝君	松浦 功君	松浦 孝治君
海老原義彦君	小野 清子君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君	三浦 一水君	溝手 顯正君
大木 浩君	大島 慶久君	宮崎 秀樹君	宮澤 弘君
大野つや子君	太田 豊秋君	村上 正邦君	守住 有信君
岡 利定君	岡野 裕君	山本 一太君	依田 智治君
岡部 三郎君	加藤 紀文君	吉川 芳男君	足立 良平君
狩野 安君	鹿熊 安正君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
景山俊太郎君	片山虎之助君	石田 美栄君	一井 淳治君
金田 勝年君	釜本 邦茂君	今泉 昭君	江本 孟紀君
鎌田 要人君	上吉原一天君	小川 勝也君	岡崎トミ子君
龜谷 博昭君	河本 英典君	荻野 茂君	川橋 幸子君
木宮 和彦君	北岡 秀二君	釘宮 磐君	小島 慶三君
久世 公亮君	杏掛 哲男君	小林 元君	齊藤 勲君
国井 正幸君	倉田 寛之君	笹野 貞子君	菅野 久光君
鴻池 祥肇君	佐々木 満君	竹村 泰子君	角田 義一君
佐藤 静雄君	佐藤 泰三君	寺崎 昭久君	寺澤 芳男君
高藤 文夫君	坂野 重信君	中尾 則幸君	長谷川 清君
清水嘉子君	清水 達雄君	平田 健二君	広中和歌子君
塩崎 恭久君	下福葉耕吉君	前川 忠夫君	松前 達郎君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	円 より子君	水島 裕君
鈴木 政二君	鈴木 貞敏君	本岡 昭次君	吉田 之久君
鈴木 正孝君	関根 則之君	和田 洋子君	藥科 満治君
田浦 直君	田沢 智治君	高木 正明君	猪熊 重三君
田村 公平君	武見 敬三君	荒木 清寛君	牛嶋 正君
竹山 裕君	常田 享詳君	魚住裕一郎君	及川 順郎君
谷川 秀善君	中島 眞人君	海野 義孝君	大森 礼子君
坪井 一字君	中曾根弘文君	大久保直彦君	風間 昶君
中曾根弘文君	永田 良雄君	加藤 修一君	高野 博師君
長峯 基君	成瀬 守重君	白浜 一良君	但馬 久美君
野沢 三三君	長尾 立子君	武田 節子君	鶴岡 洋君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	統 訓弘君	福本 潤一君
馳 浩君	烟 恵君	益田 洋介君	松 あきら君
		山本 保君	渡辺 孝男君
		赤桐 操君	及川 一夫君

反对者氏名

梶原 敬義君	志苦 裕君
清水 澄子君	鈴木 和美君
瀬谷 英行君	谷本 巍君
田 英夫君	三重野 栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
渡辺 四郎君	阿曾田 清君
泉 信也君	木暮 山人君
田村 秀昭君	高橋 令則君
都築 讓君	戸田 邦司君
永野 茂門君	平井 卓志君
平野 貞夫君	星野 朋市君
西川 きよし君	山田 俊昭君
奥村 展三君	堂本 曉子君
水野 誠一君	岩瀬 良三君
菅川 健二君	山崎 力君
石井 一二君	椎名 素夫君
武田 邦太郎君	松尾 官平君

一五名

阿部 幸代君	有働 正治君
上田 耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	須藤 美也子君
立木 洋君	西山 登紀子君
橋本 敦君	筆坂 秀世君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	栗原 君子君
矢田部 理君	

平成十年四月二十二日 参議院会議録第二十二号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五八四四五
二番四号 虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
電 話 〇三 (3587) 4294
定 価 本号一部
送料 〇〇五円
配 別